

令和6年8月30日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和5年(ワ)第125号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年6月7日

判 決

神奈川県大和市中央2丁目1番15号

パークロード大和ビル5階大和法律事務所内

原 告 女性スペースを守る会—LGBT法案に  
おける『性自認』に対し慎重な議論を求  
める会—

同代表者共同代表 山 田 響 子

同 野 神 和 音

同 森 谷 み の り

同訴訟代理人弁護士 滝 本 太 郎

東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階 社会民主党内

被 告 村 田 峻 一

同訴訟代理人弁護士 中 川 重 徳

同 神 原 元

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙1投稿目録記載の各投稿を削除せよ。
- 2 被告は、原告に対し、別紙2謝罪文目録記載の謝罪文(氏名については自筆による)を送付し、かつこれを被告のツイッター([https://twitter.com/Shunichi\\_Murata](https://twitter.com/Shunichi_Murata))のトップに1か月間固定して掲示せよ。

3 被告は、原告に対し、63万2000円及びこれに対する令和5年1月17日から支払済みまで年3分の割合による金員、令和5年1月17日から別紙1投稿目録記載1の投稿を削除するまで1日8000円の割合による金員並びに令和5年3月11日から別紙1投稿目録記載2の投稿を削除するまで1日5000円の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告に対し、被告がインターネット上の短文投稿サイトであるツイッター（現在の名称は「X」であるが、以下、名称変更の前後を問わず「ツイッター」という。）に投稿した別紙1投稿目録記載の各投稿（以下、同目録記載1の投稿を「本件投稿1」、同目録記載2の投稿を「本件投稿2」といい、本件投稿1と本件投稿2を併せて「本件各投稿」という。）における記述により、原告の名誉が毀損されたと主張して、①民法723条に基づき、本件各投稿の削除、謝罪文の送付及びその掲載を求めるとともに、②不法行為（民法709条、710条）に基づき、令和4年10月29日から令和5年1月16日までの慰謝料63万2000円及びこれに対する令和5年1月17日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金、令和5年1月17日から本件投稿1を削除するまで1日8000円の割合による慰謝料、並びに令和5年3月11日から本件投稿2を削除するまで1日5000円の割合による慰謝料の支払を求める事案である。

## 2 前提事実等

(1) 以下の事実は当事者間に争いがなく、後掲の証拠（枝番があるものは特記しない限り枝番を全て含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により認められる。

### ア 当事者

(ア) 原告は、令和3年9月18日に設立された「女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—」と称する権利能力なき社団である。原告は、性自認の尊重等が法制化され、原告がいう「女性自認者（いわゆるトランスジェンダー女性＝身体違和は不要で、性指向は女・

男・両性である身体的・法的な男性)が女性トイレ等の女性スペースに入ることが公認されると、実質的には女性の装いをする男性の全てが容易に女性スペースに入れるようになってしまうことなどを憂慮し、これに反対する立場を表明し、積極的に活動しており、その設立趣旨や活動内容を原告のウェブサイト(以下「本件サイト」という。)上で公開している(甲17、19)。

(イ) 被告は、社会民主党職員かつトランスジェンダーの権利擁護に関する活動を行っている団体Transgender Japanの事務局長である。被告は、性自認に則した生活を送る利益は重要な利益として尊重されるべきであると考えており、トランスジェンダー女性に対して防犯上の見地から女性トイレの使用を認めるべきでないとする原告の政策はトランスジェンダー女性の人権侵害につながりかねないものとして、問題があるという立場に立っている(乙62、63)。

#### イ 本件各投稿の経緯等

(ア) 本件署名用紙((ア)及び(イ)は本件投稿1に関わる個別的事情)

原告は、令和3年10月26日、本件サイト上で、「女性用スペースは女性のもの」と題された署名用紙(以下「本件署名用紙」という。乙36)を公開し、その拡散を依頼した(甲67)。同署名用紙は、上記ア(ア)の原告の活動の趣旨が記載され、性自認の尊重が法制化されることで防犯上問題が生ずるため女性スペースを守るべきであるとの原告の主張が漫画の形式で紹介され、原告の活動に賛同する者に署名を求める内容になっている。当該漫画には、女性トイレ内に入った男性として通報された動物のキャラクターAが警察官の動物のキャラクターBに対し、トランスジェンダーだと説明したところ、Bが性自認を否定すると差別になるとして不問に付し、Aが「ウヒヒ トランスジェンダーと言えば女子トイレ入り放題 次回はカメラをしかけてやろう」などのセリフを発するというもので、Aが悪意のあるキャラクターとして描かれている。

(イ) 本件請求行為

a 劉靈均（以下「訴外劉」という。）は、令和4年9月25日午後0時37分、ツイッターに「悪質トランス差別団体「女性スペースを守る会」は今度安富歩先生に提訴した。安富先生を支持します。#LGBT」と投稿した（甲4の1）。

b これを受けて、原告は、上記a記載の投稿が原告に対する名誉毀損に当たるとして、「ツイート削除、謝罪広告、損害賠償の請求書」と題された通知書を訴外劉の勤務先に送付し、上記投稿の削除、謝罪、及び1日5000円の割合による金員の支払を請求した（以下「本件請求行為」という。）。

c これに対し、訴外劉は、令和4年10月28日午後2時30分、ツイッターに上記通知書の1頁目の写真を貼付したうえで、「【拡散希望】#女性スペースを守る会 の弁護士は、私リュウ某がTwitterで「悪質なトランス差別団体」と言うのが名誉毀損に当たるとしてツイートを削除しないと一日五千元払えとの旨の怪文書を私の勤務先に送った。」と投稿した（以下を「本件訴外劉投稿」という。甲4の4）。

d 原告は、令和4年11月1日、上記aないしcのやり取り及び本件請求行為の趣旨を本件サイト上で報告した（甲4の5）。

(ウ) 被告は、令和4年10月28日午後3時12分、本件訴外劉投稿を引用し、本件投稿1を投稿した（争いはないが、投稿は甲2の1）。

(エ) 令和5年1月17日、原告は、被告に対し、本件訴訟を提起した。

(オ) これを受けて、被告は、令和5年3月10日午後9時25分、本件投稿2を投稿した（争いはないが、投稿は甲2の4）。

(2) 上記(1)の前提事実によって本件各投稿が原告の社会的評価を低下させるものかについて判断するに、本件投稿1のうち、「アリエルさんへの文字通りの“脅し”。」という記載（以下「本件記載1」という。）、「トランスジェンダー、とりわけトランス女性をシス女性の「安全」を脅かすものとして悪魔化して描き、排除に向け

て旗振りをする、まさに差別団体」という記載（以下「本件記載2」という。）及び「差別加害者が被害者ポーズをとっている点も悪質」という記載（以下「本件記載3」という。）、また、本件投稿2のうち、原告を「トランス差別団体」とした記載（以下「本件記載4」といい、本件記載1ないし3と併せて「本件各記載」という。）は、一般の読者の普通の注意と読み方をすれば、原告が訴外劉を脅し、また、原告がトランスジェンダー女性を悪魔化して描き差別する団体であると指摘したものであり、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

### 3 争点及び当事者の主張

- (1) 本件各記載は、事実を摘示して原告の名誉を毀損するものか、それとも、意見ないし論評により原告の名誉を毀損するものか（争点1）

(原告の主張)

#### ア 本件記載1について

本件記載1は、本件請求行為が脅迫行為に当たるという事実を摘示したものである。

#### イ 本件記載2について

本件記載2は、原告がトランスジェンダー女性を悪魔化して描いたこと、トランスジェンダー女性の排除に向けて旗振りをしていること及び原告が差別団体に当たることという事実をそれぞれ摘示したものである。

#### ウ 本件記載3について

本件記載3は、原告が「差別加害者」であり、「被害者ポーズ」をとったという事実を摘示したものである。

#### エ 本件記載4について

本件記載4は、原告が「トランス差別団体」であるという事実を摘示したものである。

(被告の主張)

#### ア 本件記載1について

本件投稿1の形式によれば、「文字通りの“脅し”」との表現が原告の訴外劉に対する本件請求行為を前提にした記載であることは明らかである。そして、この請求行為を「脅し」と評価するか、正当な行為と評価するかは証拠等によってその存否を決することができない事項であるから、意見ないし論評に当たる。

イ 本件記載2について

本件記載2は、原告が防犯を理由に未手術トランスジェンダー女性の女性トイレ利用は認めるべきでないとの政策を掲げていることやトランスジェンダー女性を「悪魔」のように描くイラストを掲載した本件署名用紙を頒布していることを前提事実として(本件投稿1は、本件訴外劉投稿を引用しているところ、本件訴外劉投稿は原告のホームページを引用しているから、原告のホームページに掲載された主張や政策が論評の前提事実となる。)、原告が「トランスジェンダー女性を悪魔化して描いている」、「トランスジェンダー女性の排除に向けて旗振りをする差別団体である」と批評するものである。これは、原告の掲げる政策や本件署名用紙の評価の問題であり、証拠等によってその存否を決することができない事項であるから、意見ないし論評に当たる。

ウ 本件記載3について

本件記載3は、被告が、原告は差別団体であると論評した本件記載2の前提事実及び原告の訴外劉に対する本件請求行為を前提に、トランスジェンダー女性に差別という加害行為を行っている差別団体が、訴外劉に対して金銭等を請求する文書を送付し、あたかも被害者のように振る舞っているという意味で投稿したものである。原告が「差別加害者」であるか、本件請求行為を「被害者ポーズ」と表現することが正当かどうかは、評価の問題であり、証拠等によってその存否を決することができない事項であるから、意見ないし論評に当たる。

エ 本件記載4について

本件記載2と同様に、原告が掲げる政策や原告の活動内容を批評して「差別

団体である」と表現したものである。これは、原告の政策や活動内容の評価の問題であり、証拠等によってその存否を決することができない事項であるから、意見ないし論評に当たる。

(2) 本件各記載についての違法性阻却事由の有無（争点2）

5 (被告の主張)

本件各記載は公正な論評として違法性を欠き、原告に対する不法行為は成立しない。

ア 公共性及び公益目的

10 本件各記載の対象である原告の主張は、防犯を理由として、トランスジェンダー女性に不特定多数が利用する女性トイレの利用を認めるべきでないというものであり、原告はこれを理由にLGBT理解増進法における「性自認」に対し慎重な議論を求めているのであり、かつ、原告は自己の政策を批判する者に対して金銭等の請求をしたというのであるから、論評の対象が専ら不特定多数人の利害に関するものであり、本件各記載は公共性を有する。

15 また、被告はトランスジェンダー差別に反対し、トランスジェンダー女性の基本的人権を擁護する目的から、原告の掲げる政策はトランスジェンダー女性に対する差別であるとの意見を述べているのであるから、その目的が専ら公益を図ることにあつたことは明らかである。

イ 前提事実の真実性

20 本件各記載が前提とする本件請求行為、本件署名用紙の頒布、原告の掲げる主張及び活動内容はすべて真実である。

ウ 論評の域を逸脱していないこと

25 本件各投稿については、原告を差別団体等と論評したことが主に問題となるが、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為は成立しないものとされている。「差別団体」との表現がそ

れだけで直ちにその表現方法が執拗であるとか、その内容がいたずらに極端な  
揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているとはいえないこと、原告の掲げ  
る政策や活動等が当事者（トランス女性側）から見て偏見や差別を煽る悪質な  
差別に感じられること、原告が自らの主張を実現するため政党やメディア、公  
5 共機関等に活発に働き掛けを行い、社会的影響力を行使していること等を考慮  
すれば、差別団体等の論評が意見ないし論評としての域を逸脱するものではない。  
本件訴訟で問われるべきは、原告が「差別団体」であるか否かではなく、飽  
くまで原告の政策等をそのように論評することが民法上違法であるとまでいえ  
るかである（この観点からは、仮に原告の政策等を差別と論評することが不  
10 合理であったり、的外れであったとしても違法ではない。）。その他、本件各記載  
についての個別的な主張は以下のとおりである。

(ア) 本件記載1について

訴外劉は、原告の進める諸政策が差別的と考え、原告を「悪質トランス差  
別団体」と論評したものであるが、原告はその批判を封じる目的をもって、  
15 当該投稿の削除という義務のない行為を要求し、削除しなければ1日500  
0円払えとの文書を訴外劉の勤務先に送付した。そうであるとすれば、原告  
の訴外劉に対する本件請求行為は、相手に害悪を告知し、義務なき行為を要  
求するものであるとして、これを「文字通りの“脅し”」と表現することは、  
表現方法が執拗であるとか、その内容がいたずらに極端な揶揄、愚弄、嘲笑、  
20 蔑視的な表現にわたっているとはいえない。したがって、本件記載1は意見  
ないし論評の域を逸脱しているとはいえない。

(イ) 本件記載2について

原告の掲げる政策や活動等はいずれもトランスジェンダー女性への偏見を  
助長し、トランスジェンダー女性があたかも性犯罪に関する犯罪予備群であ  
25 るかのような誤解を与え、不安を煽り立てるものであり、差別的である。と  
りわけ、本件署名用紙には、トランスジェンダー女性を「悪魔」として描いた



イラストが貼付されている。これらの点を捉え、「原告がトランスジェンダー女性を悪魔化して描いている」、「原告はトランスジェンダー女性を排除に向けて旗振りする差別団体である」と論評することは、表現方法が執拗であるとか、その内容がいたずらに極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているとはいえない。したがって、本件記載2は意見ないし論評の域を逸脱しているとはいえない。

(ウ) 本件記載3について

上記のとおり、原告はトランスジェンダー女性への偏見を助長する行動を行っている差別団体であるから、「差別加害者」と言い換えて論評されてもやむを得ない。それにもかかわらず、原告は批判に耳を傾けず、いきなり金銭請求を行った。そうであるとすれば、原告のかかる姿勢について「被害者ポーズをとっている点も悪質」と論評することは、表現方法が執拗であるとか、その内容がいたずらに極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているとはいえない。したがって、本件記載3は意見ないし論評の域を逸脱しているとはいえない。

(エ) 本件記載4について

前記「(イ)本件記載2について」において述べたとおりである。

(原告の主張)

ア 論評の域を逸脱していること

(ア) 本件記載1について

「文字通りの“脅し”」という表現は、原告が刑事・民事上違法な脅迫行為を行ったことを意味するのであるから、著しい愚弄、蔑視、糾弾であり、名誉毀損の違法性は阻却されない。

(イ) 本件記載2について

「悪魔化」、「排除」、「まさに差別団体」という記載は、市民団体に対する最大級かつ極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現であり、名誉毀損の違法性は

阻却されない。

(ウ) 本件記載3について

「差別加害者」という記載は、市民団体に対する最大限の愚弄、蔑視的な表現であるし、「被害者ポーズ」という記載も低劣な揶揄表現であり、名誉毀損の違法性は阻却されない。

(エ) 本件記載4について

被告は、レッテル貼りとして「トランス差別団体」と繰り返し記載しており、市民団体に対する最大級かつ極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現であり、名誉毀損の違法性は阻却されない。

(3) 損害の発生及びその額（争点3）

(原告の主張)

本件各投稿は原告の社会的評価を低下させるものであるところ、人の目に触れることにより、日々、原告には多大の精神的苦痛が生じている。原告が被った精神的苦痛を金銭評価すれば、本件投稿1につき1日8000円（本件投稿1がされた日の翌日である令和4年10月29日から令和5年1月16日までの79日間の合計63万2000円及び同月17日以降の分）、本件投稿2につき1日5000円（本件投稿2がされた日の翌日である同年3月11日以降の分）を下らない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

(4) 削除請求及び謝罪文掲載請求の当否（争点4）

(原告の主張)

本件各投稿が削除されなければ名誉毀損行為は終わることがない。

また、被告はTransgender Japanなる団体の事務局長であり、参議院議員選挙に出馬したことがある著名人であることや、ツイッターのトップに1か月間ツイートを記載することは無償であり被告の発言に関心を持つ者が読

むものであることから、謝罪文の掲載は民法723条にいう「名誉を回復するのに適当な処分」であり、謝罪文の掲載があつてこそ被害の回復を図ることができる。

(被告の主張)

否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記第2の2(1)の前提事実(以下「前提事実」という。)、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告の活動内容につき、以下の事実が認められる。

原告は、令和3年9月の設立以降、性自認の法制化の問題点について様々な研究や情報提供、意見発表を本件サイト上で行っている(甲17)。本件投稿1がされた令和4年10月28日頃までの原告の主な活動内容の例は以下のとおりである。

- (1) 原告の政策、意見に対する賛同者の声を集めて公表したり、そのうち性的少数者の声を小冊子にして各政党、国会議員らに配布した(甲22ないし24)。
- (2) LGBT法案の内容を説明したり(甲20)、性自認に関するQ&Aを公表した(甲39)。
- (3) 令和3年10月実施の衆議院議員選挙の際、政党や立候補者に対し、性自認が女性であり身体が男性である人が、公衆の女性トイレに入ることについてどう思うか等の質問をし、その内容を公表した(乙56)。
- (4) 令和3年11月、初めて記者会見を開催し、また、声明を出した。
- (5) 令和4年1月以降、小冊子「女性スペースの安心安全を 「性自認」を法令に入れてはいけない」を発行し、国会議員らに配布を行っている。そのQ5では「トランス差別は絶対許されません。トランス女性は女性ですよ?」という問いを設定した上で「トランス女性は女性だ」は、異様な思想運動です。」と回答し、原告の考え方に対して社会学等の学会、弁護士の世界または市民活動家から差別的だという声があることを紹介した上で反論をしている(甲17の15頁、甲48)。

- (6) 令和4年初め、大規模小売店舗経営会社、メディア、トイレメーカー、国立大学、鉄道会社、出版社らに女性トイレの確保と安心安全についての資料を送付するなどした（甲17の17頁以下）。
- (7) 令和4年3月、全国の1750余りの自治体議会に対し女性トイレを維持するなどの諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れるよう求める陳情書を提出した（甲25）。
- (8) 令和4年4月、自由民主党の「性的マイノリティーに関する特命委員会」に招かれてヒアリングを受けた。
- (9) 令和4年4月、女装者による女性トイレ等における事件で報道されたものをリスト化し、本件サイトにおいて発表した（甲27）。
- (10) 令和4年5月、国会議員会館内で自由民主党所属の国会議員及びマスメディアを対象として性自認の法令導入に関する院内集会、記者会見を実施した（甲28）。
- (11) 令和4年8月、インターネット上の会議システムを使い、「トランス差別を考える すべての疑惑・疑問にお答えします」と題する公開討論会を開催し、原告の共同代表が性自認での女性トイレ利用について防犯上不安を訴えるなどの主張がトランス女性への偏見助長として問題視されたり、差別扇動であるとの指摘があることを紹介した上で原告の見解を説明するなどした。同年10月にも同様の公開討論会「両者の意見を聞いてトランス差別・女性スペース等につき考える」を企画し、原告の活動を「ヘイト団体なのは」、「議論自体が差別の扇動」というように批判的に捉える論者の参加を募集した（甲17の8頁、甲36、37）。

2 争点1（本件各記載は、事実を摘示して原告の名誉を毀損するものか、それとも、意見ないし論評により原告の名誉を毀損するものか）

- (1) 特定の事実を摘示して原告の名誉を毀損するものか、意見ないし論評により原告の名誉を毀損するものかの区別については、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、名誉毀損の成否が問題となっている表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張

5  
10  
15  
20  
25

するものと理解されるときは、当該表現は、上記事項についての事実を摘示するものであり、そのような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成15年（受）第1793号、同第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

以下、このような観点から、個別に検討する。

(2) 本件記載1について

本件投稿1は、本件請求行為の内容を明示してこれを批判する内容の本件訴外劉投稿を引用した上で（原告自身も本件投稿1の後間もなく本件請求行為の趣旨等を本件サイト上で報告している。）、本件請求行為について抽象的に「脅し」と記載したものであることからすると（前提事実イ（イ）、（ウ））、本件記載1は、本件請求行為を意見ないし論評の基礎となる前提事実（以下「論評前提事実」という。）として、それが脅しに当たるという被告の意見ないし論評を表明したものとみるのが相当である。

(3) 本件記載2について

本件記載2は、「トランスジェンダー、とりわけトランス女性をシス女性の「安全」を脅かすものとして悪魔化して描き、排除に向けて旗振りをする、まさに差別団体」というものである。トランスジェンダーに対する差別団体である旨の抽象的な記載は、証拠等をもってその存否を決することが可能な事項であるとはいえず、差別か否かという価値判断による評価的な事項であると解されることからすると、本件記載2は、原告自身が公表している主義主張や活動内容（前提事実ア（ア）、前記1の認定事実）を論評前提事実として（活動内容については前記1の認定事実の個別具体的な事実というよりも、そういう活動をしている団体であるという点を論評前提事実とするものと解される。）、原告が上記のような差別団体であるとの意見ないし論評を表明したものである（この点は、本

件記載3の「差別加害者」及び本件記載4の「トランス差別団体」についても同様である。)。 「悪魔化して描き」との記載は、それに付随して原告が公表している本件署名用紙の漫画の内容（前提事実イ（ア））を論評前提事実として、原告がトランスジェンダー女性をシス女性の安全を脅かすものとして悪魔化して描いているとの意見ないし論評を表明したものといえる。

(4) 本件記載3について

「差別加害者」という記載が原告の主義主張及び活動内容を論評前提事実とする意見ないし論評に当たることは上記(3)で述べたとおりである。差別加害者が「被害者ポーズをとっている点も悪質」という記載は、同じく本件投稿1中にある本件記載1と同様に、本件請求行為（原告のことを悪質トランス差別団体である旨投稿した訴外劉に対する投稿の削除及び損害賠償等の請求。前提事実イ（イ） a、 b）を論評前提事実として、差別加害者と評価される原告が被害者であるかのように振る舞っており悪質であるとの意見ないし論評を表明したものとみるのが相当である。

(5) 本件記載4について

「トランス差別団体」という記載が原告の主義主張や活動内容を論評前提事実とする意見ないし論評に当たることは上記(3)で述べたとおりである。

3 争点2（本件各記載についての違法性阻却事由の有無）について

(1) 前記2のとおり、本件各記載は、上記各論評前提事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損に当たるところ、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠くというべきである（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）

第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252  
頁、最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻  
8号3804頁参照)。

(2) 公共性及び公益目的

5 ア 原告は、性自認の尊重等が法制化されてトランスジェンダー女性が女性トイ  
レ等の女性スペースを利用できるようになることに反対の立場を表明し、政党、  
国会議員、地方議会への働き掛け、各種団体への資料提供、公開討論会の実施  
等各種の活動を積極的に展開し、これらを本件サイト上で公表して自らの主  
10 義主張を実現しようとする団体であるところ(前提事実ア(ア)、前記1の認定  
事実)、このような団体の主義主張及び活動内容等並びにこれらに対する評価は  
社会的関心の対象となり得る事項であるから本件各記載は公共の利害に関する  
事実に係るものと認められる。

15 イ また、被告は、性自認に即した生活を送る利益は重要な利益として尊重され  
るべきであると考えており、トランスジェンダー女性に対して女性トイレの使  
用を認めるべきでないとする原告の政策はトランスジェンダー女性の人権侵害  
につながりかねないものとして問題があるという立場であることから(前提事  
20 実ア(イ))、原告の主義主張及び活動内容を批判する趣旨で本件各投稿をした  
と認められるから、本件各投稿の目的は専ら公益を図ることにあつたといえる。

(3) 論評前提事実の真実性

25 本件各記載の論評前提事実(前記2(2)ないし(5))は、真実である(前提事実ア  
(ア)、イ(ア)、(イ)a、b、前記1の認定事実)。

(4) 論評の域を逸脱しているか

30 ア 原告を差別団体等とする記載、すなわち、トランスジェンダーに対する「差  
別団体」(本件記載2)、「差別加害者」(本件記載3)、「トランス差別団体」(本  
件記載4)について

上記(2)のとおり、原告と被告は性自認の尊重やトランスジェンダー女性によ

る女性トイレ等の女性スペースの利用等の問題について対立する立場にあるが、この問題は政治的、社会的にも見解が分かれ、議論があるところである。こうした政治的、社会的にも論争のある問題について、被告が、自身の立場から原告の主義主張や活動内容が差別的なものであると評価し、上記のとおり原告を「差別団体」等と表現した場合、その評価の当否は情報の受け手が当該論争における双方の主張内容等議論の状況を踏まえて自ら判断することになる。上記の表現が意見ないし論評の域を逸脱するものか否かを判断するに当たっては、こうした場面における表現であることを重要な事情として考慮する必要がある。

これに加えて、原告は、自らの主義主張を実現するため、政党、国会議員、地方議会への働き掛け、各種団体への資料提供等各種の活動を積極的に展開し、これらを本件サイト上等で公表しており（上記(2)ア）、社会に対して一定の発信力、影響力を持つ団体であることや原告は本件各投稿がされる前から、この問題の論争において自らの主義主張や活動内容が差別的と批判されていることを踏まえ、小冊子や公開討論会で反論を展開しており（前記1の認定事実(5)、(11)、差別団体等といった評価に対しても反論が可能な立場にあること、本件各投稿の内容、それがされた媒体等の事情を考慮すれば、原告を差別団体等とする記載、すなわち、トランスジェンダーに対する「差別団体」（本件記載2）、「差別加害者」（本件記載3）、「トランス差別団体」（本件記載4）との表現が意見ないし論評の域を逸脱しているとはまではいえない。

イ 本件記載1（アリエルさんへの文字通りの“脅し”）及び本件記載3（（差別加害者が）被害者ポーズをとっている点も悪質）について

被告は、原告のことを悪質トランス差別団体である旨投稿した訴外劉に対して、原告が当該投稿の削除や損害賠償等の請求（本件請求行為）をすることは義務のない行為の請求であると評価しているが、そのことは被告が訴外劉と同じく、原告がトランスジェンダーに対する差別団体である旨評価していること（上記ア）を前提とすれば、被告にとっては当然の判断であるといえる。被告



は、本件請求行為についての上記評価を前提として、原告のことを差別団体であると批判する趣旨の本件投稿1中で、これに付随して本件請求行為を取り上げて、脅し、被害者ポーズを取っている点も悪質であると評価して批判したものであり、上記アで考慮した事情を踏まえると、本件記載1（アリエルさんへの文字通りの“脅し”）及び本件記載3（（差別加害者が）被害者ポーズをとっている点も悪質）の各表現も意見ないし論評の域を逸脱しているとまではいえない。

ウ 本件記載2（トランス女性を悪魔化して描き、排除に向けて旗振りをする旨の記載）について

被告は、原告のことを差別団体であると批判する趣旨の本件投稿1中で、これに付随して本件署名用紙に記載された漫画の内容（前提事実イ（ア）のとおり、悪意のあるキャラクターが描かれている。）をトランス女性を悪魔化して描いたものとの評価を交え、トランス女性の排除に向けて旗振りをする旨批判したものであり、上記アで考慮した事情を踏まえると、本件記載2（トランス女性を悪魔化して描き、排除に向けて旗振りをする旨の記載）の表現も意見ないし論評の域を逸脱しているとまではいえない。

(5) 以上によれば、本件各記載はいずれも違法性阻却事由が認められるから、原告の名誉を毀損する不法行為には当たらない。

4 よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官

藤澤孝彦

別紙1 投稿目録

1 投稿日時 令和4年10月28日午後3時12分

URL

[https://twitter.com/Shunichi\\_Murata/status/1585877148597776387](https://twitter.com/Shunichi_Murata/status/1585877148597776387)

投稿内容 「女性スペースを守る会」によるアリエルさんへの文字通りの“脅し”。

トランスジェンダー、とりわけトランス女性をシス女性の「安全」を脅かすものとして悪魔化して描き、排除に向けて旗振りをする、まさに差別団体です。差別加害者が被害者ポーズをとっている点も悪質。

#トランス差別に反対します

2 投稿日時 令和5年3月10日午後9時25分

URL

[https://twitter.com/Shunichi\\_Murata/status/1634168495222169600?s=20](https://twitter.com/Shunichi_Murata/status/1634168495222169600?s=20)

投稿内容 【裁判支援のお願い】

トランス差別団体「女性スペースを守る会」から私が訴えられている裁判の第1回口頭弁論の傍聴にお越しくください。

日時：2023年3月31日（金）13:15

（余裕をもってお越しくください）

場所：横浜地方裁判所第502号法廷

偶然にも #国際トランスジェンダー可視化の日 が裁判に。